

重点課題6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進

平成18年に国連で「障害者権利条約」が採択され、日本は平成26年1月に批准しました。その間、国内では虐待・雇用・差別などに関する法整備が行われ、障がいのある人の権利擁護への取り組みの大きな転換期となりました。

また本市では、生活上欠かせない情報の取得や利用を保障し、コミュニケーションを図るための言語(手話を含む)や様々な手段の普及と理解の促進を目指して、平成28年4月に「習志野市心が通うまちづくり条例」を施行しました。

このような法制度の環境が整う中で、制度的な対応のみならず、障がいのある人への虐待や差別を無くすことは喫緊の課題であり、地域のネットワークと連携した効果的な取り組みが求められています。

- | |
|-------------------------------------|
| 基本施策 (1)地域のネットワークによる権利擁護 |
| 基本施策 (2)成年後見制度の利用促進 |
| 基本施策 (3)差別解消と合理的配慮の普及・啓発 |
| 基本施策 (4)障がい者虐待防止の取り組みの推進 |
| 基本施策 (5)手話・点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障 |

■ 重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】 日常生活の困りごとについて

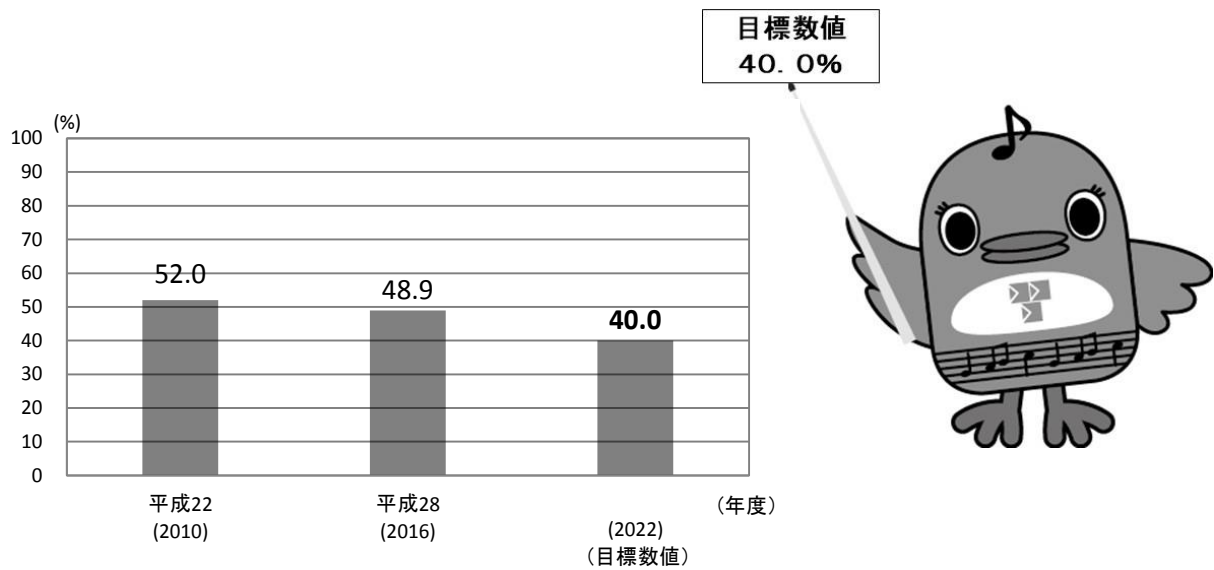
問7: あなたは医療に関して困っていることがありますか。(複数回答可)

問20:あなたが、仕事をする上で困っていることは何ですか。(複数回答可)

問27:あなたには、外出する時に困っていることはありますか。(複数回答可)

数値目標の指標: 周囲とのコミュニケーションについての選択肢の回答率の合計

問 No	指標として選んだ選択肢
問 7	・症状を伝えるのが困難 ・医師の指示の理解が困難
問 20	・相談相手がいない ・周囲の障がいへの理解が不足
問 27	・周りに手助けを頼みづらい ・交通機関の利用方法がわからない



障がいのある在宅の人(18歳以上)が日常生活で困っていることについて、周囲とのコミュニケーションが要因となる主な選択肢の回答率を指標としました。平成22年度の調査は52.0%でしたが、平成28年度は48.9%と減少しています。今後、障がいのある人の情報保障に関する各種施策への取り組みにより、この回答率の更なる減少を目指し、2022年度の目標数値は40.0%とします。



地域共生協議会権利擁護部会の様子

基本施策 (1)地域のネットワークによる権利擁護

■現状と課題

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年に改正された「障害者基本法」では、新たに“消費者としての障がいのある人の保護”が明記されるなど、様々な法律の整備により、障がいのある人の権利擁護について、一層の強化が図られてきました。

本市では、地域共生協議会に権利擁護部会を設置し、毎月開催する中で、障がいのある人の権利擁護について検討を行っています。

また、これまで消費生活相談や人権擁護委員等による高齢者・障がいのある人の人権相談などを実施してきましたが、消費者問題、差別、虐待などの防止や早期発見には、障がいのある人が日常生活を送る“地域”での見守り、サポートも欠かせません。障がいのある人の身近な人々との情報連携をもとに、各種の相談につなげ、早期発見・早期解決を図るための体制を一層充実していく必要があります。

【地域共生協議会 権利擁護部会について】

開催回数	月1回（必要に応じて臨時会を開催）
平成29年度活動目標	「虐待」「成年後見」「差別解消」の三本柱について、地域の実態を踏まえて事例を積み上げ、問題点を指摘・発信し、提言を目指す。
これまでの主な活動内容	<ul style="list-style-type: none">・「障害者差別解消法」など権利擁護をテーマとした一般市民への啓発事業について企画・運営を実施。・障がいのある人の視点で新庁舎を視察し、ソフト・ハード両面での合理的配慮について確認。改善要望に向けて検討。・障がいのある人への差別や合理的配慮の事例の検討。

■ 施策の方向性

障がいのある人の身近な人々との情報連携をもとに、各種の相談につなげ、早期発見・早期解決を図るためのネットワークの充実

■ 施策の展開

- ・地域で活動する相談員や住民との協力による、障がいのある人に対する差別及び虐待の早期把握 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人の家族やケースワーカー、民生委員、高齢者相談員や関係機関などの情報をもとに消費生活相談につなげ、早期解決を図るための支援の実施
【市民広聴課・障がい福祉課】
- ・人権擁護委員による人権相談の広報・周知と相談利用の促進 【社会福祉課】
- ・悪徳商法及び消費者トラブルに関する情報の収集と注意喚起の強化 【市民広聴課】
- ・市の多重債務問題対策庁内連絡会や庁内ネットワーク等により、消費者問題の解決に向けての組織間の連携及び支援体制の充実 【市民広聴課】

基本施策 (2) 成年後見制度の利用促進

■ 現状と課題

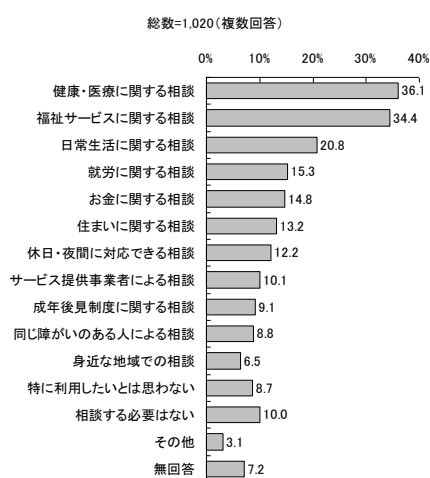
成年後見制度は、地域生活支援事業にその制度の利用支援事業の実施が義務付けられるなど、障がいのある人の権利を擁護するため、より一層の利用促進が求められています。

しかし、在宅の人(18歳以上)や発達障がいのある人(18歳未満)と保護者の人のアンケート結果では、成年後見制度の利用意向は10%を下回っています。

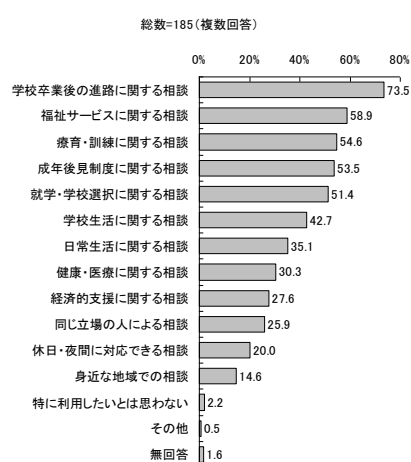
このようなことから、成年後見制度の周知はまだ十分とは言えない状況のため、引き続き普及啓発を図る必要があります。

■ 利用したい相談制度

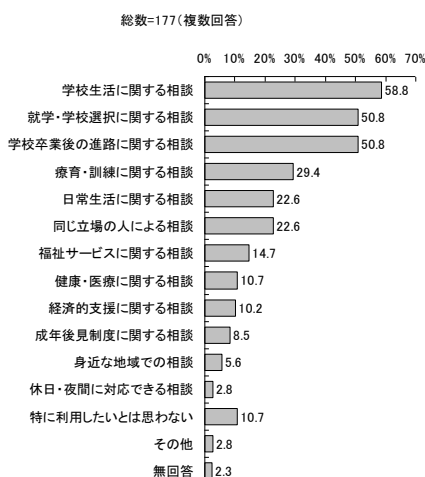
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人】



■ 施策の方向性

成年後見制度の周知啓発と必要な人に対する支援の実施による利用促進

■ 施策の展開

- ・成年後見制度の周知と利用の必要性についての啓発の実施
【高齢者支援課・障がい福祉課】
- ・成年後見制度の必要な人に対する利用の支援の実施 【高齢者支援課・障がい福祉課】
- ・相談支援業務における成年後見制度の利用の必要がある対象者の把握、対応の充実
【高齢者支援課・障がい福祉課】
- ・市民後見人の活用を含めた法人後見の活動支援の推進 【高齢者支援課・障がい福祉課】

基本施策 (3)差別解消と合理的配慮の普及・啓発

■現状と課題

障がいのある人への差別については、平成25年に公職選挙法の一部が改正され、成年被後見人の選挙権及び被選挙権が回復し、また同年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました(平成28年4月1日施行)。

これらのことは、障がいのある人への差別を解消して権利を尊重することにより、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指す流れと捉えることができます。

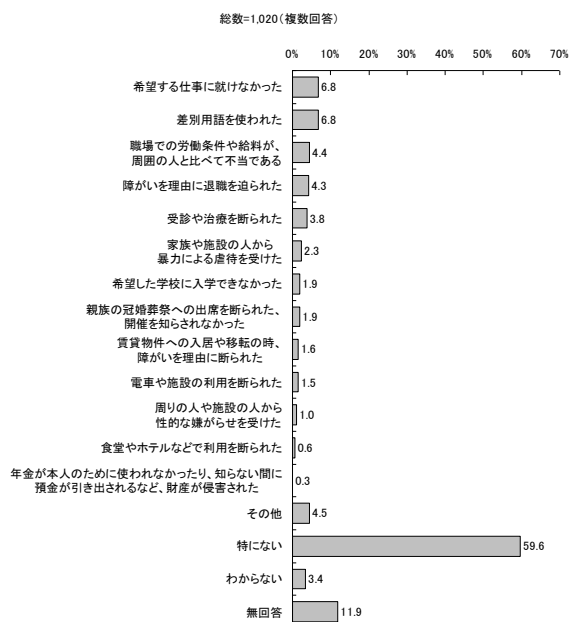
在宅の人(18歳以上)や18歳未満の人と保護者の人のアンケート結果では、差別を受けたと感じている割合は非常に低くなっていますが、障がいのない人へのアンケートでの障がい者差別の有無では、「かなりあると思う」と「少しはあると思う」の合計が82.8%と非常に高く、差別に対する感じ方が大きく異なっています。

この背景には、障がいのある人が感じる差別と一般の人が考えている差別に違いがあることや、障がいのある人が社会における差別に慣れてしまっているなど、様々な要因があると考えられます。

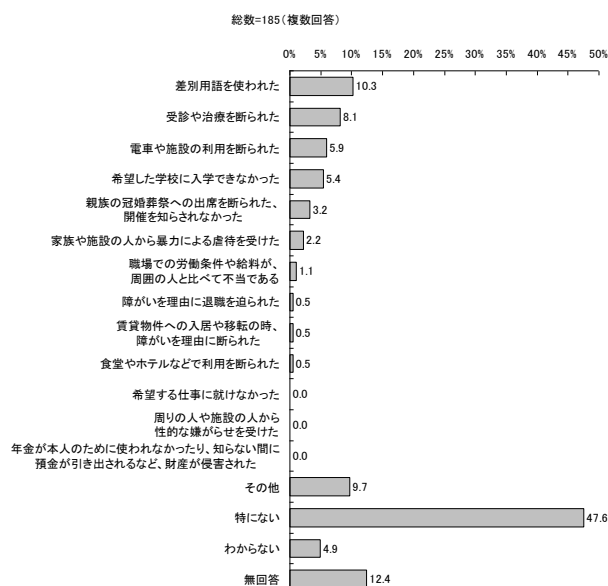
このようなことから、障がいのある人への差別とは何か(合理的配慮とは何か)について、市民全体へ周知啓発を実施するとともに、差別についての相談に対し、適切に対応するための体制の整備や関係機関の連携が必要です。

■差別や虐待を受けた経験

【在宅の人(18歳以上)】

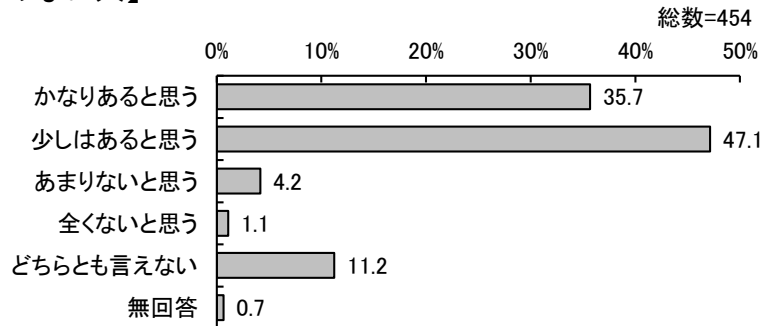


【18歳未満の人と保護者の人】



■社会における障がい者差別の有無

【障がいのない人】



■施策の方向性

障がいのある人の差別解消に向けた市民全体の関心と理解を深める周知啓発や差別についての相談に対して適切に対応するための体制の整備と関係機関の連携

■施策の展開

- ・障がいのある人への差別解消と合理的配慮について、本人・関係者も含め市民全体への啓発活動の充実【障がい福祉課】
- ・差別に関する相談、助言の実施【障がい福祉課】
- ・差別解消と合理的配慮に関する市の対応について関係所管と連携した取り組みの推進【障がい福祉課】
- ・「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「千葉県条例」といいます。)の周知【障がい福祉課】
- ・差別解消と合理的配慮に向けた施策に関する各分野を交えた検討・協議の実施【障がい福祉課】

基本施策 (4)障がい者虐待防止の取り組みの推進

■現状と課題

平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が制定されました。

在宅の人(18歳以上)のアンケート結果では、差別や虐待を受けた経験を聞いたところ、身体的虐待である「家族や施設の人から暴力による虐待を受けた」について、精神障がいのある人が5.2%と高く、心理的虐待である「障がいを理由に退職を迫られた」についても精神障がいのある人が8%と高くなっています。

身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待やそれらの複合的な虐待について、障がいのある人とその身近な人の情報をもとに、関係機関と連携しながら早期解決を図るとともに、虐待の防止に向けた体制の充実を図ることや虐待防止に係る啓発活動を実施する必要があります。

■差別や虐待を受けた経験【障がい別】

【在宅の人(18歳以上)】

		合計	希望した学校に入学できなかった	希望する仕事に就けなかった	職場での労働条件や給料が、周囲の人と比べて不当である	障がいを理由に退職を迫られた	差別用語を使われた	電車や施設の利用を断られた	親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった	家族や施設の人から暴力による虐待を受けた	周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた
全体	実数	1020	19	69	45	44	69	15	19	23	10
	%	100.0	1.9	6.8	4.4	4.3	6.8	1.5	1.9	2.3	1.0
身体障がい	実数	644	3	37	20	23	35	10	3	10	2
	%	100.0	0.5	5.7	3.1	3.6	5.4	1.6	0.5	1.6	0.3
知的障がい	実数	168	14	10	12	5	18	5	5	6	3
	%	100.0	8.3	6.0	7.1	3.0	10.7	3.0	3.0	3.6	1.8
精神障がい	実数	213	3	24	12	17	20	3	10	11	6
	%	100.0	1.4	11.3	5.6	8.0	9.4	1.4	4.7	5.2	2.8

		合計	年金が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されるなど、財産が侵害された	賃貸物件への入居や移転の時、障がいを理由に断られた	食堂やホテルなどで利用を断られた	受診や治療を断られた	その他	特になし	わからない	無回答
全体	実数	1,020	3	16	6	39	46	608	35	121
	%	100.0	0.3	1.6	0.6	3.8	4.5	59.6	3.4	11.9
身体障がい	実数	644	2	9	5	19	20	427	15	80
	%	100.0	0.3	1.4	0.8	3.0	3.1	66.3	2.3	12.4
知的障がい	実数	168	0	1	0	6	4	85	11	25
	%	100.0	0.0	0.6	0.0	3.6	2.4	50.6	6.5	14.9
精神障がい	実数	213	2	10	1	16	25	90	9	17
	%	100.0	0.9	4.7	0.5	7.5	11.7	42.3	4.2	8.0

■ 施策の方向性

障がいのある人とその身近な人の情報をもとに、関係機関と連携しながら虐待の未然防止と早期発見を図るための体制整備や虐待防止に係る啓発活動の充実

■ 施策の展開

- ・障がい者虐待防止センターによる虐待通報への迅速・適切な対応の強化
【障がい福祉課】
- ・障がい者虐待に関する相談・助言及び予防啓発の実施 【障がい福祉課】
- ・障害者虐待防止法の理解の推進と虐待に関する通報義務等の周知の徹底
【障がい福祉課】
- ・障がい者虐待に関する関係機関の連携協力体制の整備 【障がい福祉課】
- ・障がい者虐待に関する関係機関による、虐待の予防、早期発見、支援の方法などについての継続的な協議の実施 【障がい福祉課】

基本施策 (5)手話・点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障

■現状と課題

習志野市心が通うまちづくり条例では、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とし、平成28年4月1日に施行しました。

意思疎通支援事業・手話通訳者等派遣件数は、毎年500件以上あり、特に医療に関することの件数が非常に多く、次いで福祉や教育に関することの件数が多くなっています。

これまでも障がいのある人に対して必要な情報が提供できるように、映像・文字・音声を活用した情報伝達に取り組んできましたが、十分な配慮ができていない状況です。

色々な場面において多様な情報伝達を実現するためには、手話通訳・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション技術を有する人材を十分に確保することが必要です。

また、近年の情報技術を利用した新たな情報伝達、コミュニケーション支援の手法についても検討・導入していく必要があります。

これらのことから、習志野市心が通うまちづくり条例の周知啓発を積極的に進めていくとともに、障がいのある人の情報保障、コミュニケーション保障につながる様々な取り組みを実施していきます。

■意思疎通支援事業・手話通訳者等派遣件数

利用目的	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医療に関すること	383	390	533	325
権利の保持に関すること	10	3	4	5
福祉に関すること	19	3	39	58
労働に関すること	6	6	5	3
生活に関すること	29	69	38	42
教育に関すること	10	14	30	50
良好な人間関係に関すること	68	45	42	30
社会参加に関すること	23	17	32	25
住宅に関すること	1	0	1	0
その他	17	20	26	21
合計	566	567	750	559

■ 施策の方向性

習志野市心が通うまちづくり条例の積極的な周知啓発と、障がいのある人の情報保障、コミュニケーション保障に必要な環境整備の推進

■ 施策の展開

- ・市が主催するイベントや会議等における手話通訳者及び要約筆記者の配置の充実に向けた取り組みの推進 【障がい福祉課】
- ・手話通訳者及び要約筆記者のよりよい支援に向けた計画的な養成強化 【障がい福祉課】
- ・障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成 【障がい福祉課】
- ・手話通訳者の増員に向けての取り組みの強化 【障がい福祉課】
- ・市民に手話を学ぶ機会を提供することによる手話の普及と手話に対する理解の促進
【障がい福祉課】
- ・派遣手話通訳者及び派遣要約筆記者の登録者数の拡充 【障がい福祉課】
- ・ケーブルテレビ、市ホームページにて視聴できる広報番組での手話通訳の挿入 【広報課】
- ・音声版市広報紙「声の広報」・点字版広報などによる視覚障がい者へ向けた行政情報の提供 【障がい福祉課・広報課】
- ・文字情報の音声化及び点字化の推進 【障がい福祉課】
- ・聴覚障がいのある人と手話についての職員の理解促進 【人事課・障がい福祉課】
- ・視覚障がい・聴覚障がいのある人への情報支援機器の利用促進 【障がい福祉課】
- ・窓口やイベント等における磁気ループ及び拡大読書器などの情報支援機器の活用の促進
【障がい福祉課】
- ・障がいのある人の緊急時や災害時の情報保障、コミュニケーション保障のための環境整備の推進 【障がい福祉課】
- ・携帯電話メールの更なる活用や、新たな情報伝達手法の導入についての検討・実施
【障がい福祉課】
- ・市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの充実 【広報課】
- ・ろう者が手話を学び、使用する機会に関する検討 【障がい福祉課】

習志野市

サポートの方法はひとつじゃない
伝える方法はぐねひとつ

※ 視覚に障がいのある方に配布するスカーフには、使用する位置が分かるように端に赤いフェルトを貼り付けてあります。



障がいのある方にむけた災害時用のスカーフを作成しました。
災害時に配慮が必要であることが分りにくい障がいのある人も
必要な支援を受けられるよう、
「スカーフを身につけていこう」という取り組みを進めています。

【問合せ先】習志野市役所健康福祉部障がい福祉課
 電話 047(453)9206(直通)
 FAX 047(453)9309(健康福祉部直通)
 FAX 047(451)6851(聴覚・言語障がい者専用)

障がい者用「災害時支援・みまもり」スカーフのチラシ



市役所庁舎内「だれでもトイレ」(音声案内付)